建築物等の制限に関する条例第3条第2項第四号の認定基準

平成21年4月1日 改定 平成24年4月1日 平成28年4月1日

(目的)

第1条 この基準は、建築物等の制限に関する条例(昭和26年岡山県条例第10号。以下「条例」という。)第3条第2項第四号の規定に基づき、建築物の構造、がけの土質及び災害防止措置の状況により知事が当該建築物の安全上支障がないと認めること(以下「認定」という。)について必要な事項を定める。

(認定基準)

- 第2条 岡山県建築基準法施行細則(昭和48年岡山県規則第66号。)第12条の2第2項 の規定により申請(以下「認定申請」という。)のあった建築物の計画が、次に掲げる認定 基準のいずれかに該当すると認められる場合は認定を行う。
 - (1) 認定基準1(がけの崩壊に対して安全が見込まれる場合)
 - ア がけ下に建築物がある場合、次のいずれかに該当するもの
 - ① 建築物自体で対応する計画

がけ崩れにより被害を受ける恐れのある建築物の部分を鉄筋コンクリート造若しくは鉄 骨鉄筋コンクリート造とし、がけ側に開口部は原則として設けないこと。ただし、居室以 外の開口部で土砂流入のおそれのない小開口程度はこの限りではない(図1)。

② 擁壁等で対応する計画

待ち受け擁壁など構造耐力上安全な擁壁を設置し、がけ崩れの影響が建築物に過大な被害を及ぼさないもの(図2、3)。

- イ がけ上に建築物がある場合は、建築物の基礎の根入れを深くし又は支持杭を使用することにより、がけが崩壊した場合においても建築物の倒壊の恐れがないと認められるもの(図4)。
- (2) 認定基準2(がけ面の安全が見込まれるものとして、次のいずれかに該当する場合)
 - ① 土質試験等に基づき、地盤の斜面安定計算でがけの安全が確かめられるもの。
 - ② 切土をした土地の部分に生ずることになるがけ又はがけの部分で、がけの土質及び勾配に応じて擁壁の設置など図5に適合し、のり面保護工がなされるもの。
 - ③ 切土をした土地の部分に生ずることになるがけ又はがけの部分で、その垂直高が5mを超える場合で、がけの土質及び勾配に応じて犬走りを設けるなど図6に適合し、のり面保護工がなされるもの。
 - ④ 上記のほか、宅地造成規制法若しくは都市計画法の技術的基準を満足しているもの。
- (3) 認定基準3(その他の災害防止措置による場合)

認定基準1及び認定基準2以外の措置で地域の特性に即し、十分な技術的根拠を持って

計画され、建築物の埋没及び倒壊の恐れがないもの。

(あらかじめ認定)

- 第3条 建築物の計画又はその敷地若しくは災害防止措置が、次のいずれかに該当する場合は、 認定されたものとみなす(認定申請を要しない)。
 - (1) 擁壁等の災害防止措置が公共事業により実施され、公共により維持管理がなされるもの、 又はこれと同等のもの。
 - (2) 県土保全条例による検査済証の交付を受けたもの。
 - (3) 第2条の(2) 認定基準2に該当するとして認定を受け建築した既存建築物の敷地内に 建築しようとする場合で、建築しようとする建築物に対して影響のあるがけが、既存建築 物において認定したがけの条件と異ならないもの。

<参 考>

以下に示すものは、条例において条例第3条第1項の制限の適用を受けないものとして規定されており、認定申請を要しない。

条例第3条第2項(抜粋)

前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。

- 一 がけを覆う擁壁の工事(これに付随するがけの災害防止工事を含む。)について、法第88 条第1項において準用する法第7条第5項又は法第7条の2第5項に規定する検査済証の交付があったとき。
- 二 がけを覆う擁壁の工事又はがけの災害防止工事について、都市計画法(昭和 43 年法律第 100号)第36条第2項に規定する検査済証の交付があったとき。
- 三 がけを覆う擁壁の工事又はがけの災害防止工事について、宅地造成等規制法(昭和 36 年 法律第 191 号) 第 12 条第 2 項に規定する検査済証の交付があったとき。

くその他>

認定後、認定申請の計画に変更等がある場合には、再申請の必要性等について事前相談を行うこと。

附則

- 1 この基準は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この基準の施行前に認定を受けたものは、この基準に基づきされた認定とみなす。

附則

1 この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附則

1 この基準は、平成28年4月1日から施行する。

改定履歴

平成24年4月1日 (1)、(2)及び(3)を削り、(4)に「又はこれと同等のもの。」 を追加し、(4)を(1)に、(5)を(2)に、(6)を(3)に改め た。

平成28年4月1日 <その他> 認定後、認定申請の計画に変更等がある場合には、再申請 の必要性等について事前相談を行うこと。を追加。

図 1

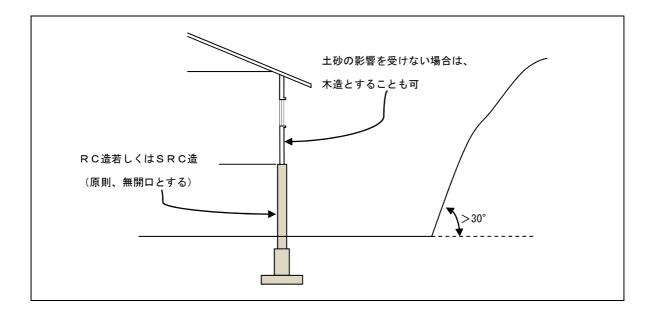
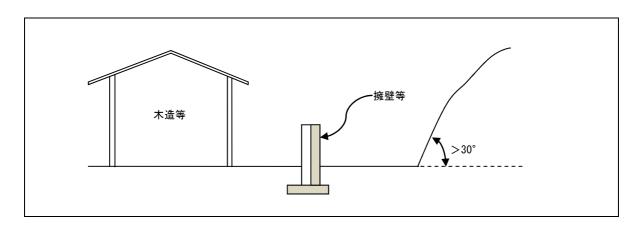
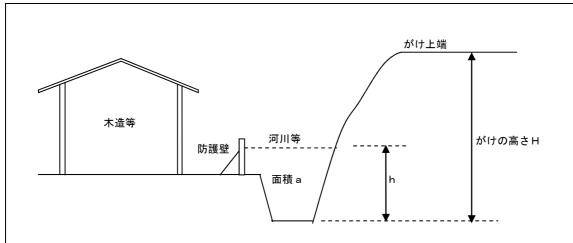


図 2





a>2A: 土石等が到達しないものとして、本式を満足すること

a:河川等の断面積(㎡)

h:河川等の深さ(m) (2m以上を対象とする)

A:想定崩壊土砂量の断面積=V/W(m)

V:想定崩壊土砂量(㎡) がけの規模(高さ)に対応して設定する

W:想定崩壊幅(m) がけの規模(高さ)に対応して設定する

【がけの高さと想定崩壊土量・想定崩壊幅の関係】

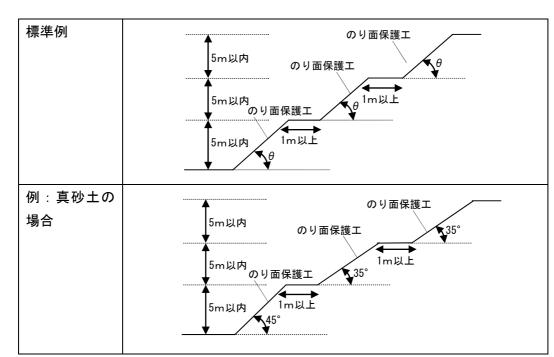
がけの高さ	想定崩壊土量	想定崩壊幅	単位幅当りの土量
(H:単位m)	(V:単位m³)	(W:単位m)	(V/W)(単位㎡/m)
5≦H<10	40	14	2. 9
10≦H<15	80	17	4. 7
15≦ H <20	100	19	5. 3
20≦ H <25	150	21	7. 1
25≦ H <30	210	24	8.8
30≦ H < 40	240	25	9. 6
40≦ H <50	370	29	12. 8
50≦ H	500	32	15. 6

建築物の基礎の根入先端の深さは、がけの下端から、がけの土質に応じて次表に掲げる 角度の斜線を伸ばしたときこの斜線よりも深い位置とする。

土質	角度及び深さ
軟岩 (風化の著しいものを除く)	60°
風化の著しい岩	40°
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	35°

支持杭の場合は、杭先端が上記の深さを満たすこと。

土質	擁壁不要	がけの上端から垂直距離	擁壁を要す
		5mを超える部分に擁壁	
		を要する	
軟岩(風化			
の著しい	のり面保護工 /	のり面保護工 / 本	
ものを除		5 _m	A
<)	θ ≦60°		β θ >
	θ	lacksquare	$ eq \theta $
		60° < θ ≦80°	
風化の著			
しい岩	のり面保護工	のり面保護工	
.		†	A
	<i>θ</i> ≦40°	5m	β θ >
	θ	$egin{picture}(1,0) \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \$	$A \theta$
		40° < θ ≦50°	1
		10 (0 =00	
土、関東ロー	のり面保護工	のり面保護工	
エ、展末14		1	A
ム、使貝和工 その他これ	θ ≦35°	5m	$\int_{0}^{\infty} \theta >$
	θ	$A = \frac{1}{1}$	\mathcal{A}_{θ}
らに類する			
もの		35° < θ ≦45°	



高さ 5mごとに犬走りを設けることを標準とするが、安定した良質な土質で、かつ、 安全性が確保される場合はのり高の上限を 10mとすることができる。

法高	H≦5m	H>5m
	(がけの上端からの垂直距離)	(がけの上端からの垂直距離)
法面の土質		
軟岩(風化の著し	80°以下	60°以下
いものは除く)		
風化の著しい岩	50°以下	40°以下
砂利、真砂土、関	45°以下	35°以下
東ローム、硬質粘		
土、その他これら		
に類するもの		
上記以外の土質	30°以下	30°以下
(岩屑、腐食土(黒		
土)、埋土、その他		
これらに類するも		
Ø		